

高山市雇用調整支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、これに伴う一時的な休業、教育訓練（以下「休業等」という。）又は出向により労働者の雇用の維持を図ろうとする事業主が当該労働者に支払う休業手当等に対して、高山市雇用調整支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、雇用の安定及び事業活動の継続を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業所 市内にある、事業主が自ら行う事業活動の用に供する事務所、営業所、工場等の施設をいう。
- (2) 雇用調整助成金 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「省令」という。）第102条の2に規定する雇用調整助成金をいう。
- (3) 緊急雇用安定助成金 緊急雇用安定助成金支給要領（令和2年3月10日付け職発0310第2号。以下「国要領」という。）に規定する緊急雇用安定助成金をいう。
- (4) 基準賃金額 省令第102条の3第2項第1号の規定により事業主が同条第1項第2号イに規定する休業等に係る労働者に支払った休業手当等の額に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額を、当該休業手当等の支払の基礎となった日数で除して得た額をいう。
- (5) 休業等助成率 省令第102条の3第2項第1号又は省令附則第15条の4の3第4項若しくは第5項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定による休業等に係る雇用調整助成金の額の算定において用いる、休業等を行う期間又は事業主の区分に応じて定められた助成率をいう。
- (5)の2 上限日額 省令附則第15条の4の3第4項の規定による休業手当等に相当する額として支給する一日当たりの上限額をいう。
- (6) 基本手当日額 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第16条第1項に規定する基本手当の日額の最高額をいう。
- (7) 平均休業手当日額 国要領0402イに規定する平均休業手当日額をいう。
- (8) 国要領助成率 国要領0402ロ、1205ハ又は1206イの規定による緊急雇用安定助成金の支給額の算定において用いる、休業等を行う期間又は事業主の区分に応じて定められた助成率をいう。
- (9) 出向負担額 省令第102条の3第2項第2号の規定により事業主が同条第1項第2号ロに規定する出向をした者に係る出向期間（以下「支給対象期間」という。）における賃金につい

て同号口の契約に基づいて負担した額をいう。

(10) 出向助成率 省令第102条の3第2項第2号の規定による出向に係る雇用調整助成金の額の算定において用いる、事業主の区分に応じて定められた助成率をいう。

(11) 小規模事業主 常時雇用する労働者が概ね20人以下の事業主をいう。

(12) 判定基礎期間 暦月（賃金締切日として毎月一定の期日が定められている場合は、賃金締切期間）をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主。ただし、市外に本社を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者以外の者（会社及び個人に限る。）であつて事業を営むものを除く。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等又は出向により雇用調整助成金の支給決定を受けた者

（補助金の額）

第4条 休業等に係る補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以内とする。

(1) 基準賃金額に休業等助成率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額。以下この項において同じ。）が、上限日額を超える場合 基準賃金額から上限日額を控除した額に市内事業所の労働者に係る休業等の延日数を乗じて得た額

(2) 基準賃金額に休業等助成率を乗じて得た額が上限日額以下の場合 基準賃金額から基準賃金額に休業等助成率を乗じて得た額を控除した額に市内事業所の労働者に係る休業等の延日数を乗じて得た額

2 出向に係る補助金の額は、市内事業所の労働者ごとに算定した補助金の額（次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））を合計した額以内とする。

(1) 出向負担額に出向助成率を乗じて得た額が、基本手当日額に330を乗じて得た額に支給対象期間の日数を365で除して得た数を乗じて得た額（以下「出向上限額」という。）を超える場合 出向負担額から出向上限額を控除した額

(2) 出向負担額に出向助成率を乗じて得た額が出向上限額以下の場合 出向負担額から出向負担額に出向助成率を乗じて得た額を控除した額

（小規模事業主の補助金の額）

第4条の2 小規模事業主が実施した休業等に係る補助金の額は、前条第1項の規定にかかわらず、

判定基礎期間における雇用調整助成金の対象となる休業等に係る労働者に対して当該小規模事業主が実際に支払った休業手当等の総額（以下「休業手当等総額」という。）から休業手当等総額に休業等助成率を乗じて得た額（その額を当該対象となる休業等の日数で除して得た額が上限日額を超えるときは、当該上限日額に当該日数を乗じて得た額）を控除した額以内とすることができる。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、高山市雇用調整支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、高山市雇用調整支援事業補助金交付申請額計算書（別記様式第2号、別記様式第2号の2又は別記様式第3号）その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、雇用調整助成金の支給決定通知書を受け取った日から1か月を経過した日又は雇用調整助成金の支給決定日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定するとともに、速やかに決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

2 補助金を不交付と決定したときは、高山市雇用調整支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 雇用調整助成金の支給決定を取り消されたとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）及びこの要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（準用規定）

第8条 第3条、第4条第1項、第4条の2、第5条及び前条の規定は、緊急雇用安定助成金について準用する。この場合において、第3条中「雇用調整助成金」とあるのは「緊急雇用安定助成金」と、第4条第1項中「基準賃金額」とあるのは「平均休業手当日額」と、「休業等助成率」とあるのは「国要領助成率」と、第4条の2中「雇用調整助成金」とあるのは「緊急雇用安定助成金」と、「休業等助成率」とあるのは「国要領助成率」と、第5条及び前条中「雇用調整助成金」とあるのは「緊急雇用安定助成金」と読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和2年5月5日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年5月21日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年3月31日以前に終了した休業等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年7月31日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の高山市雇用調整支援事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以降に開始した休業等について適用する。

（あて先）高山市長

（申請者）

〒 ー

所在地
名称
代表者氏名
電話番号

印

高山市雇用調整支援事業補助金交付申請書

高山市雇用調整支援事業補助金の交付を受けたいので、高山市雇用調整支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により次のとおり申請します。

申請にあたり、私は次の各号のいずれにも該当しないことを宣誓します。

- (1) 本社が市外にあり、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者以外の者
- (2) 暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者

なお、本申請の審査を行うにあたり必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部への照会を行うことを承諾します。

また、同補助金を雇用調整助成金の振込先と同じ口座に振り込むことに同意（します・しません）。※どちらかを○で囲むこと。

1 交付申請額 _____ 円（※別添の申請額計算書の申請額を転記）

2 雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）における対象労働者数

市内事業所の労働者数	雇用保険の被保険者	①	人
	雇用保険の被保険者でない者	②	人
市外事業所の労働者数	雇用保険の被保険者	③	人
	雇用保険の被保険者でない者	④	人

※①及び③には、休業又は教育訓練の場合は雇用調整助成金の休業（教育訓練）実績一覧表に記載されている対象者数を、出向の場合は雇用調整助成金（出向）支給申請書の①(5)欄の出向労働者数を、市内と市外にある事業所ごとに分けて記載すること。

※②及び④には、緊急雇用安定助成金の休業実績一覧表に記載されている休業対象労働者数を市内と市外にある事業所ごとに分けて記載すること。

3 休業、教育訓練又は出向を実施した事業所（市内事業所に限る。）

実施項目 ※該当項目に○を記入	休業 ・ 教育訓練 ・ 出向	
事業所名		
所在地	高山市	高山市
電話番号		
対象労働者数	⑤ 人	⑥ 人
休業等延日数	人・日	人・日

※⑤と⑥の合計は、上記2の①と②の合計（市内事業所の労働者数）と一致すること。

4 振込先（※雇用調整助成金の振込先と異なる口座に振り込む場合のみ記入すること。）

金融機関名		支店等名	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

5 添付書類

(2)～(5)、(7)～(9)及び(11)については、当該助成金を申請した際に国に提出した書類の写しを添付してください。

申請に必要な添付書類（写しを添付）	備考
(1) 高山市雇用調整支援事業補助金交付申請額計算書	(2)において小規模事業主用様式で申請した場合は、別記様式第2号の2を添付すること。
(2) 雇用調整助成金（休業等）支給申請書	
(3) 雇用調整助成金助成額算定書	(2)において休業に係る当該助成金を小規模事業主用様式で申請した場合は、添付を要しない。
(4) 雇用調整助成金（出向）支給申請書	(4)・(5)は、出向に係る当該助成金を申請した場合に添付すること。
(5) 雇用調整助成金出向元事業所賃金補填額・負担額調書	
(6) 雇用調整助成金支給決定通知書	
(6)の2 休業実績一覧表（雇用調整助成金支給申請用）	(2)において小規模事業主用様式で申請した場合に添付すること。
(7) 雇用調整助成金休業・教育訓練実績一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・(2)において市外事業所を含めて当該助成金を申請した場合に添付すること。 ・提出の際には、様式内に記載されている従業員のうち、市内事業所に勤務しているものの氏名欄横に「市内」と記載し、市内事業所の労働者であることが分かるようにしておくこと。
(8) 緊急雇用安定助成金支給申請書	(8)～(10)は、雇用保険被保険者でない者を対象とした当該助成金を申請した場合に添付すること。ただし、(8)において小規模事業主用様式で申請した場合は、(9)の添付を要しない。
(9) 緊急雇用安定助成金助成額算定書	
(10) 緊急雇用安定助成金支給決定通知書	
(10)の2 休業実績一覧表（緊急雇用安定助成金支給申請用）	(8)において小規模事業主用様式で申請した場合に添付すること。
(11) 緊急雇用安定助成金休業計画・実績一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・(8)において市外事業所を含めて当該助成金を申請した場合に添付すること。 ・提出の際には、様式内に記載されている従業員のうち、市内事業所に勤務しているものの氏名欄横に「市内」と記載し、市内事業所の労働者であることが分かるようにしておくこと。
(12) 労働者名簿（労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条第1項に基づき事業所ごとに調製されたもの）	(2)又は(8)において市外事業所を含めて当該助成金を申請した場合に市内事業所に係る労働者名簿を添付すること。
(13) その他市長が必要と認める書類	

(備考)

当該補助金には、教育訓練を実施した場合の雇用調整助成金に含まれる訓練費に基づき交付される分はありません。

高山市雇用調整支援事業補助金交付申請額計算書（休業・教育訓練）

申請者

対象期間 (判定基礎期間)	年 月 日 ~ 年 月 日	
項 目	雇用調整助成金	緊急雇用安定助成金
(1) 上記期間中に支払われた休業手当総額 ※市内事業所の従業員に係る休業手当のみ計上すること。		⑩ 円
(2) 平均賃金額・平均休業手当日額	① 円	⑪ 円
(3) 休業手当等の支払率	② %	
(4) 基準賃金額 ※小数点以下の端数がある場合は、切り上げること。	③ (①×②) 円	
(5) 国の助成率	④	⑫
(6) 1人日当たり助成額単価 ※小数点以下の端数がある場合は、切り上げること。 ※上限日額（15,000円）を超える場合は当該上限日額	⑤ (③×④) 円	⑬ (⑪×⑫) 円
(7) 1人日当たり補助金単価	⑥ (③－⑤) 円	⑭ (⑪－⑬) 円
(8) 休業等延日数 ※市内事業所の従業員に係る休業延日数のみ計上すること。	⑦ 人・日	⑮ 人・日
(9) 国の助成額	⑧ (⑤×⑦) 円	⑯ (⑩×⑫又は⑬×⑮) 円
(10) 補助額	⑨ (⑥×⑦) 円	⑰ (⑩－⑯) 円
(11) 補助金申請額	⑨＋⑰ 円	

(記入要領)

- 1 対象期間欄には、雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）を申請した際の判定基礎期間を記入し、対象期間ごとにこの様式を作成すること。
- 2 ①欄には、雇用調整助成金助成額算定書の「(4)平均賃金額」を記入すること。
- 3 ②欄には、雇用調整助成金助成額算定書の「(5)休業手当等の支払い率」を記入すること。
- 4 ③欄には、雇用調整助成金助成額算定書の「(6)基準賃金額」を記入すること。
- 5 ④欄には、雇用調整助成金の支給決定を受けた国の助成率を記入すること。
- 6 ⑤欄には、雇用調整助成金助成額算定書の「(7)1人日当たり助成額単価」を記入すること。
- 7 ⑦欄には、雇用調整助成金助成額算定書の「(8)月間休業等延日数」のうち市内事業所の従業員分を記入すること。
- 8 ⑩欄には、緊急雇用安定助成金助成額算定書の「(1)判定基礎期間のうち対象期間中に支払われた休業手当総額」のうち市内事業所の従業員分を記入すること。
- 9 ⑪欄には、緊急雇用安定助成金助成額算定書の「(4)平均休業手当日額」を記入すること。
- 10 ⑫欄には、緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた国の助成率を記入すること。
- 11 ⑬欄には、⑪×⑫の額が上限日額15,000円を超える場合は、当該上限日額を記入すること。
- 12 ⑮欄には、緊急雇用安定助成金助成額算定書の「(6)対象労働者の休業延日数」のうち市内事業所の従業員分を記入すること。
- 13 ⑯欄には、⑬欄が上限日額15,000円以下の場合は⑩×⑫の額を、⑬欄が上限日額15,000円の場合は⑬×⑮の額を記入すること。

別記様式第2号の2（第5条関係）

高山市雇用調整支援事業補助金交付申請額計算書（小規模事業主用）

申請者

対象期間 (判定基礎期間)	年 月 日 ~ 年 月 日	
項 目	雇用調整助成金	緊急雇用安定助成金
(1) 休業手当の合計額 ※市内事業所の従業員の休業手当のみ計上すること。	円	円
(2) 国の助成率	%	%
(3) 休業手当額(1)×国助成率(2) ※1円未満の端数は切り上げること。	円	円
(4) 休業延日数 ※市内事業所の従業員の休業延日数のみ計上すること。	日	日
(5) 上限額 (上限日額15,000円×休業延日数(4))	円	円
(6) 国の助成額 ※(3)又は(5)のいずれか低い額	円	円
(7) 補助額 (休業手当額(1)－国助成額(6))	円	円
(8) 補助金申請額 ※(7)の合計		円

(記入要領)

- 対象期間欄には、雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）を申請した際の判定基礎期間を記入し、対象期間ごとにこの様式を作成すること。
- (1)欄には、雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）支給申請書の5の「助成額の計算」欄における「休業手当の合計額」又は雇用調整助成金助成額算定書（小規模事業主用様式）の「(2)判定基礎期間中に支払われた休業手当等の総額」のうち、市内事業所の従業員分を記入すること。
- (2)欄には、支給決定を受けた国の助成率を記入すること。
- (4)欄には、雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）支給申請書の5の「助成額の計算」欄における「休業延べ日数」又は雇用調整助成金助成額算定書（小規模事業主用様式）の「(4)休業等延日数」のうち、市内事業所の従業員分を記入すること。

別記様式第3号（第5条関係）

高山市雇用調整支援事業補助金交付申請額計算書（出向）

申請者 _____

対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
(1) 当該対象期間の助成金支給対象賃金補填（負担）額	円
(2) 支給を受けようとする助成金額 (1)×国の助成率（ ） ※算出した金額の1円未満の端数は、切り捨てること。	円
(3) 補助金申請額 (1)－(2)	円

(注)

- 1 (1)欄には、国に提出した出向元事業所支給対象賃金補填額・負担額調書⑬欄の支給対象賃金補填額の合計金額を記入すること。
- 2 (2)欄の「(1)×国の助成率」の後の（ ）内には、支給決定を受けた国の助成率を記入すること。

別記様式第4号（第6条関係）

年 第 号
月 月 日

高山市雇用調整支援事業補助金不交付決定通知書

所在地
名称
代表者氏名

様

高山市長

㊟

年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、審査の結果、次の理由により補助金を不交付とすることと決定したので、高山市雇用調整支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

不交付と決定した理由